

# こども青少年局こども相談センター児童心理判定員会計年度任用職員要綱

## 1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、こども青少年局こども相談センター児童心理判定員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 任用について

必要資格については、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 公認心理師
- ② 臨床心理士
- ③ 大学または大学院にて心理学を専攻し、心理検査に関する専門的知識を有し、専門機関など、検査者や相談員として心理相談に従事した経験を有する者
- ④ 児童相談所において、心理相談に従事した経験を有する者
- ⑤ その他上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

また選考については、以下の内容を総合的に勘案して任用する。

- ① 筆記（論文）試験
- ② 口述（面接）試験

## 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断する。

## 4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

「勤務時間」

午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分まで

「休憩時間」

45 分

## 附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。